

○財務省告示第五百五号  
省令第三十号（第五十条）の規定に基づき、平成十五年六月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年七月九日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号

利付国庫債券（五年）（第二十七回）

二 発行の根拠

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十四年度における財政運営のた

の法律及びその

め、の公債の発行の特例等に關する法律（平成十四年法律第二十四号）第二条第一項並びに財政融

資法（昭和二十一年法律第一号）第十一條第一

項

社債等の振替に關する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機關は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られるものによる発行（以下

「

と

四

発行方法

と

<p>八 額最 低額 面金</p>	<p>口 札発 行金</p>	<p>イ 入札 発行</p>	<p>七 払込 金額</p>	<p>口 札発 行</p>	<p>非競争 入</p>	<p>六 イ 入札 発行</p>	<p>発 格競争 額</p>	<p>口 札発 行</p>	<p>非競争 入</p>	<p>イ 入札 発行</p>	<p>価競争 額</p>	<p>五 方募 入決 定の</p>																			
五	円	百	六	一	円	て	づ	財	億	は	づ	計	七	額	た	条	発	お	千	つ	定	う	円	額	割	各	当	も	各	非	
万	七	十	万	兆	、	、	き	政	二	、	き	法	十	で	利	第	行	け	九	い	に	ち	額	り	申	て	の	申	競		
円	億	億	円	八	額	額	発	法	千	額	額	第	六	付	付	の	特	財	百	は	づ	、	面	当	み	。°	か	込	争		
	四	千	八	千	金	面	行	第	五	面	金	十	千	千	国	例	政	万	五	、	き	財	一	、	の	。°	ら	み	入		
	六	百	百	百	額	で	した	四	百	で	利	条	、	九	債	等	運	円	八	千	、	法	兆	、	の	。°	そ	の	札		
	十	一	十	十	百	七	た	条	二	千	付	第	財	八	つ	営	、	平	八	千	行	八	千	、	。°	の	。°	。°	行		
	千	万	億	億	十	十	利	第	十	九	国	一	融	十	い	の	成	十	百	八	した	千	八	、	。°	。°	。°	。°	。°	。°	
	百	六	千	七	億	億	付	項	万	九	債	の	資	億	は	た	四	年	十	三	利	八	千	、	。°	。°	。°	。°	。°	。°	
		千	七	十	七	億	国	の	千	百	に	規	金	二	、	め	十	四	九	億	付	千	八	、	。°	。°	。°	。°	。°	。°	。°
		百	十	十	万	七	債	規	九	十	。°	定	特	千	、	の	度	億	十	九	国	八	千	、	。°	。°	。°	。°	。°	。°	。°
					万	十	に	に	十	三	。°	基	別	五	、	公	に	四	億	十	九	千	八	、	。°	。°	。°	。°	。°	。°	。°
							基	に	三	十	。°	会	五	、	債	の	に	四	億	十	九	千	八	、	。°	。°	。°	。°	。°	。°	。°

非競争入札発行」という。

九 振替単位

十一 発行日

イ 発行価格

ロ 入札発行

非競争入札発行

札発行

利率

利過子

の払込み

振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと

する。平成十五年六月二十五日

額面金額百円につき百円二十二

額以上のそれぞれの応募価格

額面金額百円につき百円二十三

銭 ○・二パーセント

(一) 募入決定の通知を受けた者は、

は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二

式に規定する期日に払い込むものとする。

十号に規定する期日に払い込むものとする。

むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2}{100} \times \frac{5}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるもの

については、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額

に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は

外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額

に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率

を乗じた金額)を控除すること

ができる。

平成十五年十二月二十日を支払

期とし、次の算式により算出し

十四 初期利子

十四 初期利子

十四 初期利子

十四 初期利子

十四 初期利子

十四 初期利子

十四 初期利子

十四 初期利子

十五  
 第二期以後の  
 償還金支額  
 償還金支額  
 元利支額  
 払込期日  
 入札参加  
 者  
 二十

た金額を支払う。ただし、支払  
 期が銀行休業日に当たるとき  
 は、その翌営業日に支払う（以  
 下、次号及び第十六号において  
 規定する期日について同じ。）。  

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十  
 日を支払期とし、各支払期にお  
 いて、その日以前六月間に属す  
 る利子を支払う。  
 平成二十年六月二十日  
 額面金額百円につき百円  
 日本銀行  
 財務大臣から通知を受けた者  
 平成十五年六月二十五日